

豊中市告示第702号

豊中市市有施設等で使用する電力調達（低圧）契約に係る一般競争入札について

豊中市市有施設等で使用する電力調達（低圧）契約に関し、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定により公告します。

令和7年12月12日

豊中市長 長内繁樹

1. 入札に付する事項

(1) 件名

豊中市市有施設等で使用する電力調達（低圧）

(2) 場所

豊中市市有施設等（仕様書のとおり）

(3) 概要

施設で使用する電気の供給等

契約電力（契約容量）及び予定使用電力量：仕様書のとおり

(4) 期間

令和8年4月検針日から令和9年4月検針日前日まで

(5) その他

本入札は、郵送入札により行う。

2. 参加者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たした者

(1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 公告日において豊中市物品・業務委託等入札参加資格の認定を受けていること。

(3) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

(4) 豊中市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく指名除外措置を受けていないこと。

(5) 令和7年度において、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づく小売電気事業者としての登録を受けていること。

(6) 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」に規定されている電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて情報の開示を行っていること。ただし、新たに電力の供給に参入した電気事業者であって、電源構成等を開示していない者は、事業開始日か

ら 1 年間に限って開示予定期（事業開始日から 1 年以内に限る）を明示することにより、適切に開示しているものとみなす。

- (7) 豊中市電力の調達に関する環境配慮方針「4. 環境評価項目」に定める各項目について当該指針の基準により算定した評価点の合計が 70 点以上であること。
- (8) 公告の日から過去 3 年間に、国又は地方公共団体と同規模以上の電力供給契約を 2 回以上締結し、確実に履行した実績を有する者であること。
- (9) 事故発生時等に緊急対応可能な体制が整備されていること。
- (10) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (11) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (12) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (13) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更正事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更正手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更正手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更正手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更正手続開始の申立てをしなかった者又は更正手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

3. 仕様書、入札書及び内訳書、契約書、一般競争入札参加申込書、質疑書、豊中市電力の調達に関する環境配慮方針、豊中市物品購入契約等入札心得、郵送入札におけるくじの取扱いについて等（以下「仕様書等」という。）の配布

(1) 配布期間

令和 7 年 1 月 12 日（金）午前 10 時から令和 8 年 1 月 22 日（木）午後 5 時まで

(2) 配布方法

「豊中市ホームページ>トップページ>まちづくり・環境>施設整備・施設活用>施設整備・施設活用トピックス」に掲載する。

4. 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

「豊中市ホームページ>トップページ>まちづくり・環境>施設整備・施設活用>施設整備・施設活用トピックス」に掲載する。

(2) 期間

令和7年12月12日（金）午前10時から令和8年1月22日（木）午後5時まで

5. 資格審査書類及び一般競争入札参加申込書の提出、入札の期間及び方法並びに開札の日時、場所及び方法

(1) 本入札に参加を希望する者は、(2) から (4) までに定めるところに従い、次に掲げる書類（以下「資格審査書類」という。）を提出しなければならない。

ア 電気事業法第2条の2による小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し

イ 豊中市環境に配慮した電力調達評価項目報告書（様式1）

ウ 公告の日から過去3年間に、国又は地方公共団体と同規模以上の電力供給契約を2回以上締結した実績を有する者であることがわかる契約書の写し

エ 安定供給確約書（様式2）

(2) 資格審査書類、一般競争入札参加申込書及び入札書の提出期間

令和8年1月15日（木）から令和8年1月22日（木）午後5時まで（必着）

(3) 資格審査書類、一般競争入札参加申込書及び入札書の提出方法

ア 資格審査書類及び一般競争入札参加申込書

封筒に提出先、差出人の所在地及び商号又は名称を記載の上、「豊中市市有施設等で使用する電力調達（低圧）入札書類在中」と朱書きし、書留郵便、特定記録郵便又はレターパックプラスにより（4）の提出先に提出すること。

イ 入札書

「郵送による入札について」に従い、（4）の提出先に提出すること。

(4) 提出先

豊中市中桜塚3丁目1番1号

豊中市財務部資産管理課（第二庁舎4階）

(5) 開札日時

令和8年1月23日（金）午後2時30分

(6) 開札場所

豊中市役所 第二庁舎4階財務部資産管理課横会議室

(7) 開札方法

(5) 及び (6) に記載している日時及び場所で、当該入札事務に關係のない職員の立会いのもと、入札書の開札を行う。立ち合いを希望する入札参加者は、開札日前日の午後 5 時 15 分までに連絡の上、1 事業者 1 人まで開札に立ち会うことができる。

(8) その他

- ア 資格審査書類、一般競争入札参加申込書及び入札書の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された資格審査書類、一般競争入札参加申込書及び入札書は、返却しない。
- ウ (3) に定める提出方法以外の方法による資格審査書類、一般競争入札参加申込書及び入札書の提出は、受け付けない。
- エ 提出した資格審査書類、一般競争入札参加申込書及び入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

6. 入札方法等

- (1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する単価（小数点第 3 位以下を切り捨てた値）を入札書に記載すること。
- (2) 入札書の総合計金額（項目ごとの単価に、本市が見込んだ予定数量を乗じて得た金額の合計）で入札に付する。ただし、各項目ごとの単価において予定価格を上回らないこと。
- (3) 契約は入札書に記載された金額での単価契約とし、各施設の請求ごとにその請求金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を支払うものとする。
- (4) 入札書に記載する金額の算定に当たっては、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。
- (5) 入札書のくじ番号の欄にくじを行う際使用する 3 枠の数字を記入すること。記入がない場合は「0」が記載されたものとみなす。
- (6) 入札回数は、1 回を限度とする。

7. 落札者の決定

開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、入札参加資格確認審査の結果、入札参加資格があると認めたときは落札者とする。ただし、当該落札候補者に入札参加資格がないと認めたときは、次順位以降の落札候補者について、順次入札参加資格確認審査を行い、落札者を決定する。なお、落札者となるべき金額の入札が 2 者以上の場合は、別紙「郵便入札におけるくじの取扱いについて」の方法により落札者を決定する。

8. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額（各契約単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をいう。）の100分の5に相当する額以上の額を納付しなければならない。ただし、豊中市財務規則（昭和46年豊中市規則第13号）第109条又は第110条の規定を適用できる場合はこの限りではない。

9. 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申込みを行った者のした入札並びに豊中市物品購入契約等入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、本市により入札参加資格を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点及び開札時点において、入札に参加する資格のない者のした入札は、無効とする。

10. 契約の締結

契約書を作成する。

11. 質疑等

この説明書、仕様書等及び契約条項に関する質疑がある場合は、「質疑書」を令和7年12月19日（金）午後5時までに「13. 問合わせ先」へ電子メールで提出しなければならない。受領した質疑書に関しては、令和8年1月15日（木）にホームページへ回答を掲載する。

12. その他

入札参加者は、仕様書を熟読し、豊中市電力の調達に関する環境配慮方針及び豊中市物品購入契約等入札心得を遵守すること。

13. 問合わせ先

豊中市中桜塚3丁目1番1号

豊中市財務部資産管理課（第二庁舎4階）

電話 （06）6858-3436、3432（直通）

E-mail shisetsukanri@city.toyonaka.osaka.jp